

議題 保育園、認定こども園の利用定員（案）について

子ども・子育て支援法第31条第2項の規定により、保育園及び認定こども園の利用定員を定めようとする場合には、市の子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないこととなっています。

なお、ここからの説明での定員は、「利用定員」のことを記載しておりますのでよろしく申し上げます。

資料1-2は令和3年4月1日に社会福祉法人安城市こども未来事業団へ移管される保育園・認定こども園の定員についてです。保育園10園、認定こども園4園は、資料1-2の定員で事業が開始されます。

資料1-3は事業団へ移行する園を含めた全保育園・認定こども園の令和3年度の定員及び令和3年4月1日予定園児数（一次締切結果）を掲載しています。ただし、私立認定こども園の予定園児数には、市外児童は含んでおりません。

市全体の定員としましては、事業団移管に伴い、保育室面積、保育需要及び保育の質の観点から定員を見直しました。このため、資料1-3裏面参考①のとおり低年齢児（0～2歳児）24人減、幼児（3～5歳児）178人減、合計202人減となりますが、令和3年4月1日の予定園児数に令和2年度実績数を加えましても（予定園児数に参考②を加え、参考③を差し引く）、例年程度の園児受入枠は確保されていますので問題ないと考えています。ただし、保育士の年度途中の退職や休職状況によっては、定員に満たなくても年度途中の入園ができなくなる場合があります。

令和3年4月入園希望に対しての待機児童は発生しない見込みですが、今後も近年申込の多い低年齢児の需要に応えるため、錦保育園・作野保育園の低年齢児保育室増のための改修工事、民間園誘致等による低年齢児の受入確保を図っていきます。